

2008 IS コードの適用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

2008 IS コードの適用に関する事項

改正理由

2008 IS コードでは、船舶の非損傷時復原性に関する要件が規定されており、同コードの構成として、A 編に強制要件が、B 編に非強制の推奨事項が規定されている。

このうち、強制要件である A 編において、非強制の推奨事項である B 編の一部要件が参照されており、参照された当該要件を強制要件として取扱うべきか不明確であったため、IMO は、強制要件と非強制要件が明確となるよう整理し、決議 MSC.267(85)の誤記修正 (Corrigendum) として採択した。

本会は、これまで A 編の要件だけでなく A 編から参照される B 編の要件についても、全て適用すべき要件として関連規定への取入れを行ってきた。このため、上記誤記修正により 2008 IS コード上非強制となった要件について、船舶の復原性に関する安全面を考慮する上で必要なものであるとの考えから、引き続き船級要件として適用することとし、加えて、これと同等と認める方法についても適用可能な取扱いとなるよう関連規定を改めた。

改正内容

主に以下の要件の取扱いについて、現行規則の要件と同等と認める方法についても適用できるよう明記した。

- (1) 復原性資料
- (2) 計画時に考慮すべき標準状態
- (3) タンク内自由表面影響
- (4) 風波中復原性要件に定義される l_{w1} 及び θ_1 の算定
- (5) 着氷

改正条項

鋼船規則検査要領 U 編 U1.1.2, U1.2.1, U2.1.1, U2.1.2